



2025 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 成 宮 正 一 郎
(コード番号：6093 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役 管理本部担当 太 田 昌 景
(TEL. 03-6703-0500)

監査等委員会設置会社への移行、役員の異動及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 29 日開催予定の第 18 期定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを本日開催の取締役会で決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することをお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、取締役会の業務執行決定権限を取締役に広く委譲することを可能とすることによる、取締役会の適切な監督のもとでの経営の迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行するものです。

(2) 移行の時期

2025 年 5 月 29 日開催予定の第 18 期定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 役員の異動について

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、本件につきましては、第 18 期定時株主総会において正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏名	新役職名	現役職名
ほんま ひであき 本間 英明	代表取締役会長	同左
なりみや しょういちろう 成宮 正一郎	代表取締役社長	同左
おおた まさかげ 太田 昌景	取締役 管理本部担当	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
やまもと たかし 山本 隆	社外取締役 監査等委員	社外監査役
まるお こういち 丸尾 浩一	社外取締役 監査等委員	社外取締役
そのだ ひろゆき 園田 博之	社外取締役 監査等委員	(新任)

【新任取締役候補者略歴】

氏名 (生年月日)	略 歴
そのだ ひろゆき 園田 博之 (1963 年 9 月 3 日生)	1988 年 10 月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社 1994 年 3 月 公認会計士 登録 2004 年 5 月 有限責任 あずさ監査法人 パートナー 2014 年 7 月 同監査法人横浜事務所 所長 2019 年 7 月 同監査法人福岡事務所 所長 2022 年 6 月 同監査法人 退社 2022 年 7 月 園田博之公認会計士事務所所長 (現任) 2025 年 2 月 電力・ガス取引監視等委員会事務局 非常勤職員 (現任)

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
きざわ ひろゆき 喜沢 弘幸	補欠の取締役 (監査等委員)	取締役副会長

2025 年 5 月 29 日開催予定の第 18 期定時株主総会終結の時をもって、取締役からは退任を予定しております。

(4) 退任予定役員

氏名	現役職名
おの であ てつお 小埜寺 哲雄	常勤監査役
だい ゆうじ 臺 祐二	社外取締役
かがわ あきひこ 加川 明彦	社外取締役
の ぐち まさとし 野口 正敏	社外監査役

2025 年 5 月 29 日開催予定の第 18 期定時株主総会終結の時をもって、退任を予定しております。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記 1. に記載のとおり、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものです。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 5 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2025 年 5 月 29 日 (予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第 5 条～第 17 条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 18 条 当社の取締役は、9 名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 (新 設) (任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) 2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。 (新 設) (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選定する。また、取締役会の決議により、取締役会長 1 名及びその他役付取締役若干名を選定することができる。	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削 除) 3. 会計監査人 第 5 条～第 17 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) は、9 名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。 (選任方法) 第 19 条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 3 当社は、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の取締役を選任することができる。 (任期) 第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除) 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間 は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名を選定する。また、取締役会の決議により、取締役会長 1 名及びその他役付取締役若干名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者及び議長) 第 2 2 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 (新 設)	(取締役会の招集権者及び議長) 第 2 2 条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第 2 3 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。 (取締役会の招集通知) 第 2 3 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第 2 4 条～第 2 6 条 (条文省略) (新 設)	第 2 4 条～第 2 6 条 (現行どおり)
(報酬等) 第 2 7 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	(重要な業務執行の決定の委任) 第 2 7 条 当会社は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (報酬等) 第 2 8 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第 5 章 監査役および監査役会 (員数) 第 2 8 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。	(削 除) (削 除)
(選任) 第 2 9 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任期) 第 3 0 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	(削 除)
(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第 3 1 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削 除)
(常勤監査役) 第 3 2 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第 3 3 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 2 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第 3 4 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第 3 5 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削 除)
<u>(監査役会規則)</u> 第 3 6 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。	(削 除)
<u>(報酬等)</u> 第 3 7 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)
(新 設)	第 5 章 監査等委員会
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	第 2 9 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	第 3 0 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u>
	第 3 1 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わるできない。
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
	第 3 2 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第 3 8 条～第 4 3 条 (条文省略)	第 3 3 条～第 3 8 条 (現行どおり)
(新 設)	附則
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	1 当会社は、第 1 8 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。